

## 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成23年5月13日  
市川市農業協同組合

市川市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

### 第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

#### 金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

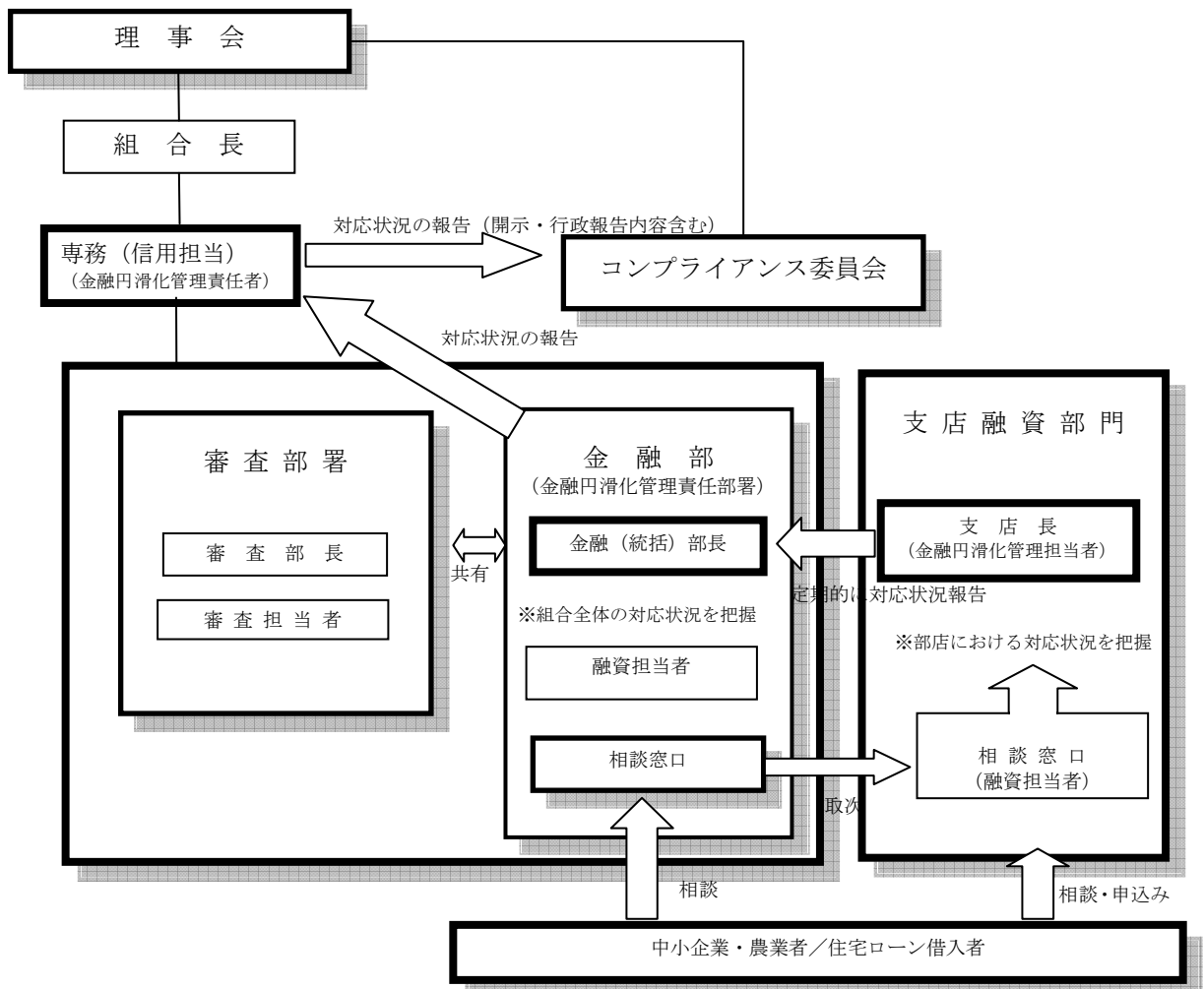
（注）方針の全文については、平成22年1月9日に公表しております。

## 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 専務理事（信用事業担当）以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。
- (5) 当組合における、中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制は、次図のとおりです。

### 《お借入条件の変更等に関する申込みに対する体制》



### 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融部に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総務部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに総務部に連絡をし、総務部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

#### 《お客さまのためのご相談窓口》

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	市川市北方町 4-1352-2	金融部融資課	047 (339) 1113
中央支店	市川市北方町 4-1352-2	業務課	047 (339) 1116
菅野支店	市川市東菅野 2-7-13	業務課	047 (321) 1131
行徳支店	市川市湊新田 1-6-2	業務課	047 (358) 2111
本行徳支店	市川市富浜 1-6-16	業務課	047 (358) 3351
南行徳支店	市川市南行徳 1-22-29	業務課	047 (396) 3951
原木中山支店	市川市田尻 4-6-5	業務課	047 (377) 6521
鬼高支店	市川市鬼高 1-12-12	業務課	047 (370) 6511
大柏支店	市川市大野町 3-1693-1	業務課	047 (337) 7651
国分支店	市川市国分 6-22-8	業務課	047 (373) 1171
浦安支店	浦安市堀江 3-26-1	業務課	047 (351) 2661
二宮支店	船橋市滝台 1-1-21	業務課	047 (464) 3051
三咲支店	船橋市二和東 6-44-1	業務課	047 (448) 8181
豊富支店	船橋市豊富町 668	業務課	047 (457) 2004
法典支店	船橋市上山町 3-518-1	業務課	047 (439) 1121
船橋支店	船橋市市場 2-6-1	業務課	047 (423) 6131
東船橋支店	船橋市東船橋 2-10-16	業務課	047 (425) 1289
田中支店	柏市大室 1095	業務課	04 (7131) 4141
十余二支店	柏市西原 5-2-1	業務課	04 (7155) 2211
松葉町支店	柏市松葉町 6-6-6	業務課	04 (7134) 0666
市川経済センター	市川市柏井町 3-102-3	営農指導課	047 (338) 3500
船橋経済センター	船橋市二和東 6-44-1	営農指導課	047 (448) 1084
田中経済センター	柏市大室 1095	営農指導課	04 (7131) 4143

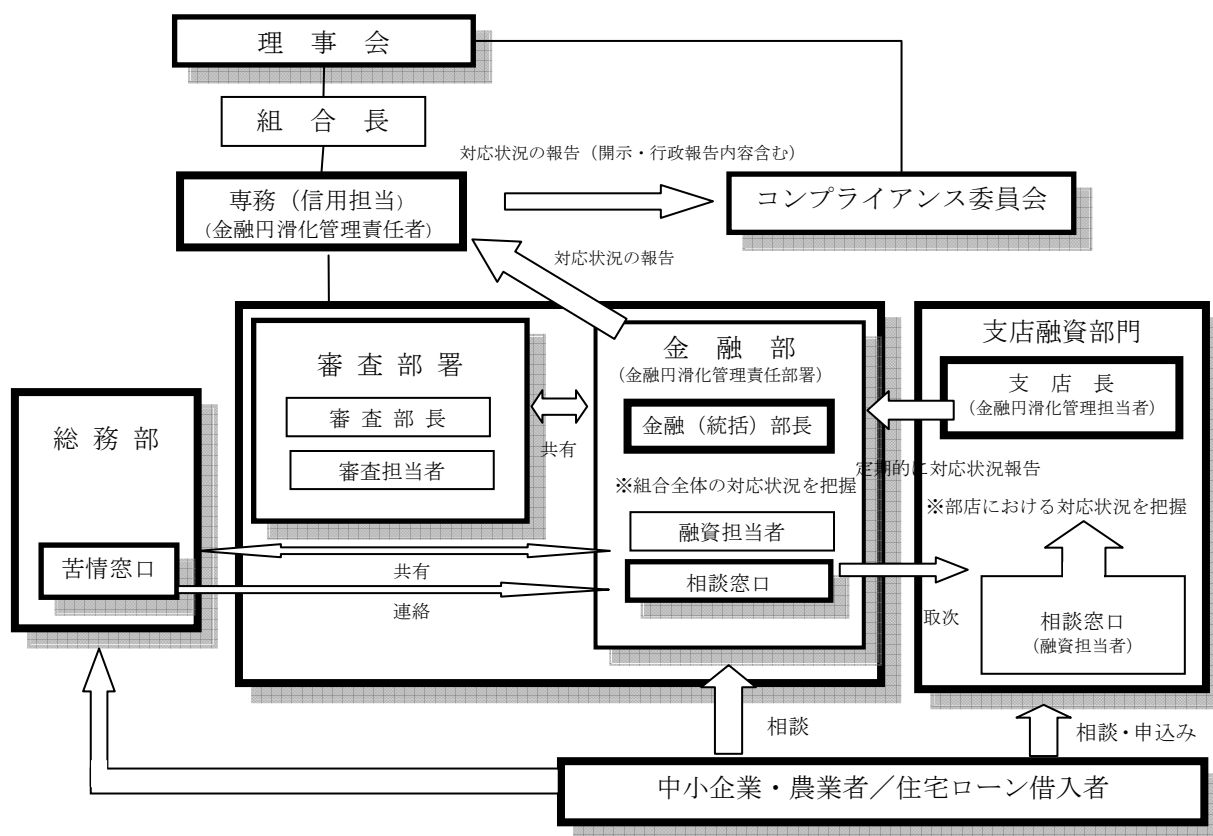
(ご相談受付時間：9時～17時)

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、総務部にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 047 (339) 1111

当組合における、お借入条件の変更等に関する苦情相談に対する体制は、次の概要図の通りです。

《お借入条件の変更等に関する苦情相談に対する体制》



第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 条件変更を行った中小事業者の経営状況の継続的把握および経営改善指導を行う体制について、金融円滑化責任部署（または、金融円滑化管理協議会等）を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。
- (2) 条件変更の有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮について、特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) (1) (2) の機能発揮のための研修等人材育成についてまた、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

**第5 法第4条に基づく措置の実施状況**  
別表1のとおり

**第6 法第5条に基づく措置の実施状況**  
別表2のとおり

**法第4条に基づく措置の実施状況**  
(債務者が中小企業者である場合)

**別表1**

(金額単位：百万円)

	平成23年3月末		平成23年6月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	16	2,032	16	2,032
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	16	2,032	16	2,032
うち、実行に係る貸付債権の額	16	2,032	16	2,032
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(金額単位：百万円)

	平成23年3月末		平成23年6月末	
	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	16	2,032	16	2,032
うち、実行に係る貸付債権の額	16	2,032	16	2,032
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

**別表 2****法第5条に基づく措置の実施状況**

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成23年3月末		平成23年6月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	3	96	3	96
うち、実行に係る貸付債権の額	3	96	3	96
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。